

# 宮城県公報

発行 県  
 宮(総務部県政情報・文書課)  
 宮城県仙台市青葉区  
 本町三丁目8番1号  
 電話 022(211)2267  
 (毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告示

ページ

## ○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

## 告示

(森林整備課) 一

## 告示

(森林整備課) 一

## ○宮城県告示第七百四十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和六年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

令和六年十二月二日

宮城県知事 村井嘉浩

同一の単位とされる  
保安林等の区域

## 皆伐面積の限度(ヘクタール)

水源かん養保安林

本吉地区

三七三・四八  
三四四・九四  
三七八・一〇

北上川下流

石巻地区

追川地区  
江合川上流  
鳴瀬川上流  
江合川下流  
鳴瀬川下流一、一四八・九三  
一、一四八・九三○・八五  
一二七・七六白石地区  
仙台地区  
黒川地区

魚つき保安林

土砂流出防備保安林

本吉地区  
北上川下流

石巻地区

迫川地区

江合川上流  
鳴瀬川上流

黒川地区

仙台地区

白石地区

氣仙沼市

栗原市

登米市

角田市

白石市

仙台市

石巻市

東松島市

大崎市

柴田町

七ヶ宿町

丸森町

柴田町

大和町

大郷町

加美町

女川町

南三陸町

石巻市

気仙沼市

東松島市

○・三八  
一・四八  
一・三七・二六  
一・五三六・四一一二・六七  
九・一〇二二・二三  
七五・三四二四二・七五  
一二・〇四一八九・六五  
三八・〇二二九・九七  
七〇・八四二四・一四  
五・一八二七・九二  
三・〇二五六・九五  
五・一四〇・九八  
二・七二〇・三〇  
三・六〇一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七二一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七一一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七一一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七一一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七一一・八七  
六・七二〇・八〇  
一・七一一・八七  
六・七二

保健保安  
林

女川町  
南三陸町

宮城北部地区  
宮城南部地区

六・九〇 二二・三四 ○・八二